

○草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付要綱

平成15年6月25日

告示第225号

改正 平成16年11月10日告示第293号

平成17年4月1日告示第119号

平成17年7月21日告示第218—2号

平成19年3月30日告示第146号

平成21年7月14日告示第482—2号

平成22年2月4日告示第83—2号

平成22年3月25日告示第218号

平成22年3月31日告示第249号

平成23年2月4日告示第102号

平成23年3月31日告示第283号

平成25年4月1日告示第391号

平成26年3月31日告示第312号

平成28年7月15日告示第611号

平成28年9月27日告示第820—2号

平成29年3月17日告示第206号

平成29年3月31日告示第265号

平成31年4月26日告示第365—2号

令和2年3月16日告示第214号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ふるさと草加の元気で活力ある産業を創造するため、市内で商業、工業又は農業を営む者が行う市内産業の活性化に寄与し、創意工夫が認められる事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助部門)

第2条 補助金の交付の対象となる部門は、次のとおりとする。

(1) 産業振興部門

- (2) 研究開発型企業育成部門
- (3) 国際規格等認証取得支援部門
- (4) 産業財産権取得支援部門
- (5) 行政課題対応部門
- (6) 展示会等出展支援部門
- (7) 観光振興部門
- (8) 農産物出荷用資材作成等支援部門
- (9) 草加せんべい販売促進部門

(平17告示119・全改、平21告示482—2・平22告示83—2・平22告示218・平23告示102・平23告示283・平25告示391・平28告示820—2・一部改正)

(補助対象者等)

第3条 前条に規定する部門の補助金の交付の対象となる者、事業及び経費は、別表のとおりとする。

2 中小企業者等が補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国、他の地方公共団体その他の機関から補助金の交付を受けたとき又は受けようとするときは、当該補助金の額を補助対象経費から控除するものとする。

(平17告示119・旧第4条繰上・一部改正)

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(平17告示119・旧第5条繰上)

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(平17告示119・旧第6条繰上)

(審査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、規則第5条第1項の規定により実地調査を行い、市長が別に定める審査会（産業振興部門、研究開発型企業育成部門及び観光振興部門に限る。）の審査に付し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(平17告示119・旧第7条繰上・一部改正、平21告示482—2・平22

告示 83—2・平 22 告示 218・平 23 告示 283・平 25 告示 391・一部
改正)

(補助金の交付の条件)

第 7 条 補助金の交付の決定に当たっては、規則第 7 条第 2 項の規定により、補助金の交付を受けた日から 2 年間は、市内において営業の実態を有する（一時的な催しのために組織された団体は、この限りでない。）という条件を付するものとする。

(平 16 告示 293・追加、平 17 告示 119・旧第 8 条繰上)

(交付決定通知)

第 8 条 規則第 8 条の規定による通知は、草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付決定・否決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

(平 16 告示 293・旧第 8 条繰下、平 17 告示 119・旧第 9 条繰上)

(概算払)

第 9 条 市長は、補助事業の進ちよくを図るため必要があると認められるときは、補助金交付決定額のうち必要と認められる額で補助金の概算払をすることができる。

(平 16 告示 293・旧第 9 条繰下、平 17 告示 119・旧第 10 条繰上)

(交付の請求)

第 10 条 補助金の交付の請求をしようとするときは、草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付請求書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(平 16 告示 293・旧第 10 条繰下、平 17 告示 119・旧第 11 条繰上)

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告をしようとするときは、事業完了後速やかに草加市ふるさと産業創造基金事業実績報告書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

(平 16 告示 293・旧第 11 条繰下、平 17 告示 119・旧第 12 条繰上、平
28 告示 611・一部改正)

(額の確定通知)

第 12 条 規則第 14 条の規定による通知は、草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付額確定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

(平 16 告示 293・旧第 12 条繰下、平 17 告示 119・旧第 13 条繰上)

(決定の取消通知)

第13条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付決定取消通知書(第6号様式)によるものとする。

(平16告示293・旧第13条繰下、平17告示119・旧第14条繰上)

(補助金の返還命令)

第14条 規則第17条の規定による補助金の返還を命ずるときは、草加市ふるさと産業創造基金事業補助金返還命令書(第7号様式)によるものとする。

(平16告示293・追加、平17告示119・旧第15条繰上)

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等を草加市ふるさと産業創造基金事業取得財産管理台帳(第8号様式)に記載し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第18条ただし書の市長が定める期間は、事業完了又は当該財産の取得後5年とする。

3 規則第18条第2号のその他市長の定めるものは、当該財産の取得価格が300,000円以上のものとする。

(平16告示293・旧第14条繰下・一部改正、平17告示119・旧第16条繰上)

(関係書類の保管期間)

第16条 規則第19条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業完了の日の属する会計年度から5年間保管しなければならない。

(平16告示293・旧第15条繰下、平17告示119・旧第17条繰上)

(補助金の見直し)

第17条 補助金は、令和4年度までに見直しを行うものとする。

(平19告示146・全改、平22告示249・平23告示283・平26告示312・平29告示206・平31告示365—2・令2告示214・一部改正)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年告示第293号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年告示第119号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(草加市研究開発型企業育成補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 草加市研究開発型企業育成補助金交付要綱 (平成9年告示第153号)

(2) 草加市うるおい工房支援事業補助金交付要綱 (平成10年告示第184号)

(3) 草加市国際規格認証取得支援事業補助金交付要綱 (平成15年告示第182号)

附 則 (平成17年告示第218—2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年告示第146号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第482—2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第83—2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第218号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第249号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第102号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第283号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第391号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第312号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第611号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 820—2 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 206 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 265 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 365—2 号）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 214 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 17 告示 119・全改、平 17 告示 218—2・平 21 告示 482—2・平 22 告示 83—2・平 22 告示 218・平 23 告示 102・平 23 告示 283・平 25 告示 391・平 28 告示 820—2・一部改正）

1 産業振興部門

補助対象者	商業、工業、農業等を営んでいる個人、法人又は団体（新たに商業、工業、農業等を営む個人、法人又は団体を含む。）とする。ただし、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条に規定する大規模小売店舗及び中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 2 条に規定する大企業者を除く。
補助対象事業	商業、工業又は農業の次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 市内産業の活性化に寄与する事業 (2) 創意工夫が認められる事業 (3) 雇用創出に寄与する事業 (4) 新産業又は新技術を創出する事業 (5) 消費拡大に寄与し、又は新たな消費を創造する事業 (6) コミュニティの発展に寄与する事業 (7) その他補助金の交付の目的を達成すると認められる事業

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業費 (2) 販売費及び一般管理費 (3) 委託料及び外注費 (4) 人件費 (5) その他市長の認めたもの
--------	---

2 研究開発型企業育成部門

補助対象者	<p>市内に主たる事業所を有し、かつ、次の条件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の定めにより設立された事業協同組合又は中小企業者で構成された団体で市長が適当と認めたもの (2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）における製造業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業を営むもの (3) 市内で1年以上の事業実績を有するもの
補助対象事業	<p>次の各号のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域産業の振興に寄与する新製品、新技術の開発に関する事業 (2) 国若しくは県の試験研究機関又は工業専門学校、大学等と連携した共同技術・製品開発事業 (3) 国若しくは県の試験研究機関又は工業専門学校、大学等の占有技術を利用し、製品化を図ろうとする事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般管理費 (2) 研究開発事業費 (3) 人件費

3 国際規格等認証取得等支援部門

補助対象者	<p>市内に主たる事業所を有し、次の条件を満たすものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市長が適当と認めたもの (2) 市内で1年以上の事業実績を有するもの
-------	---

補助対象事業	<p>(1) 国際規格（ISO 9001、ISO 14001）の認証を取得するために行う事業</p> <p>(2) 環境省が策定したエコアクション21ガイドラインによる環境マネジメントシステムに係る規格（エコアクション21）の認証を取得するために行う事業</p>
補助対象経費	<p>(1) 申込料</p> <p>(2) 基本料金</p> <p>(3) 文書審査料</p> <p>(4) 審査料金</p> <p>(5) 交通費（移動料及び宿泊費を含む。）</p> <p>(6) 登録料</p>

4 産業財産権取得支援部門

補助対象者	<p>市内に主たる事業所を有し、次の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市長が適当と認めたもの</p> <p>(2) 日本標準産業分類における製造業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業を営むもの</p> <p>(3) 市内で1年以上の事業実績を有するもの</p>
補助対象事業	産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）を取得するために行う事業
補助対象経費	<p>(1) 出願料</p> <p>(2) 弁理士手数料</p> <p>(3) 現地代理人手数料</p>

5 行政課題対応部門

補助対象者	草加商工会議所
補助対象事業	市民生活の向上につながる新たな新製品・新技術の開発等を行う事業
補助対象経費	<p>(1) 謝金</p> <p>(2) 一般管理費</p> <p>(3) 開発事業費</p>

6 展示会等出展支援部門

補助対象者	<p>市内に主たる事業所を有し、次の条件を満たすものとする</p> <p>(1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市長が適当と認められたもの</p> <p>(2) 日本標準産業分類における製造業又はソフトウェア業を営むもの</p> <p>(3) 市内で1年以上の事業実績を有するもの</p>
補助対象事業	<p>展示会、見本市等への出展事業（常設の展示会等及び即売を主としたものを除く。）</p>
補助対象経費	<p>(1) 事業費</p> <p>(2) 販売費及び一般管理費</p>

7 観光振興部門

補助対象者	<p>市内に主たる事業所又は活動拠点を有し、かつ、次のいずれかの条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 商業、工業、農業等を営んでいる個人、法人又は団体（新たに商業、工業、農業等を営む個人、法人又は団体を含む。）</p> <p>(2) 任意の協会、実行委員会、協議会等</p> <p>(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人</p> <p>(4) 5人以上の構成員により組織され、その過半数が市内に在住、在勤又は在学をしている団体</p>
補助対象事業	<p>次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 観光資源開発事業</p> <p>(2) 観光おもてなし事業</p> <p>(3) 観光PR事業</p>
補助対象経費	<p>(1) 事業費</p> <p>(2) 販売費及び一般管理費</p> <p>(3) 委託料及び外注費</p> <p>(4) 研究開発事業費</p> <p>(5) 人件費</p>

	(6) その他市長の認めたもの
--	-----------------

8 農産物出荷用資材作成等支援部門

補助対象者	市内に住所を有し、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む世帯
補助対象事業	表面に「草加」又は同等の産地表示のある出荷用資材の作成及び購入事業
補助対象経費	事業費

9 草加せんべい販売促進部門

補助対象者	草加せんべいの生産、加工又は流通に関する事業を営む個人、法人又は団体（新たに草加せんべいの生産、加工又は流通に関する事業を開始するものを含む。）とする。
補助対象事業	草加せんべいの生産、加工又は流通に関する次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 海外展開販売促進事業 (2) 訪日外国人等販売促進事業 (3) 前2号のいずれにも関連する商品開発又はマーケティング事業 (4) その他補助金の交付の目的を達成すると認められる事業
補助対象経費	(1) 事業費 (2) 販売費及び一般管理費 (3) 委託料及び外注費 (4) 人件費 (5) その他市長の認めたもの

第1号様式(第5条関係)

草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付申請書

年 月 日

草加市長 あて

所在地又は住所
申請者 会社名又は団体名等
代表者氏名
電 話

㊟

次のとおり補助金の交付を申請するとともに、納税状況を確認することに同意します。

1 補助部門名

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第2号様式(第8条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付決定・否決定通知書

年 月 日付で申請のあった草加市ふるさと産業創造基金事業補助金の交付
について、次のとおり決定・否決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金交付額(概算払・精算払) 円

3 交付の条件

補助金の交付を受けた日から2年間は、市内において営業の実態を有しなければなりません。

ただし、一時的な催し等のために組織された団体は、この限りではありません。

4 否決定の理由

第3号様式(第10条関係)

草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付請求書

年 月 日

草加市長 あて

所在地又は住所

会社名又は団体名等

代表者氏名

㊟

電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた草加市ふるさと産業創造基金事業補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額(概算払・精算払) 円

2 添付書類

口座振替依頼書

第4号様式(第11条関係)

草加市ふるさと産業創造基金事業実績報告書

年 月 日

草加市長 あて

所在地又は住所等

会社名又は団体名

代表者氏名

㊟

電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた草加市ふるさと産業創造基金事業について、次のとおり実績を報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要な書類

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第5号様式(第12条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった草加市ふるさと産業創造基金事業補助金の
交付額について、次のとおり確定したので通知します。

補助金交付確定額

円

第6号様式(第13条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付決定取消通知書

次の理由により草加市ふるさと産業創造基金事業補助金の交付決定を取り消しましたので通知します。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

第7号様式(第14条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市ふるさと産業創造基金事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した草加市ふるさと産業創造基金事業補助金について、草加市補助金等の交付手続等に関する規則第17条第1項の規定により、次のとおり返還を命じます。

- 1 返還しなければならない額 円
- 2 返還期限 年 月 日

第8号様式(第15条関係)

草加市ふるさと産業創造基金事業取得財産管理台帳(年度)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管 場所	備考

第1号様式（第5条関係）

（平16告示293・平17告示119・平29告示265・一部改正）

第2号様式（第8条関係）

（平16告示293・平17告示119・平23告示283・平25告示391・
一部改正）

第3号様式（第10条関係）

（平16告示293・平17告示119・一部改正）

第4号様式（第11条関係）

（平16告示293・平17告示119・平29告示265・一部改正）

第5号様式（第12条関係）

（平16告示293・平17告示119・一部改正）

第6号様式（第13条関係）

（平16告示293・平17告示119・一部改正）

第7号様式（第14条関係）

（平16告示293・追加、平17告示119・一部改正）

第8号様式（第15条関係）

（平16告示293・旧第7号様式繰下・一部改正、平17告示119・一部改
正）